

別表 1

【病院用】

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	時間外（休日夜間）対応	1 終日の対応	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと
		2 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応	診療時間外（含む休日・夜間）に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をとれる体制を整えていること
		3 連携する病院又は診療所への電話の転送	病院・診療所が、診療時間外（含む休日・夜間）に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること
2)	外国人の患者の受入れ体制	1 対応することができる外国語の種類	職員が外国語で対応できる、通訳者を配置している、電話通訳サービスを契約している等により、診療の一連の流れにおける主要な場面を含め、外国語での対応が可能な言語を記載する。ただし、定期的に（週1日以上）対応が可能な日があるものに限る。また、対応可能な時間帯等の特記事項があれば記載する。 多言語音声翻訳機器（言語を入力すると自動で他の言語に翻訳して音声出力するアプリ等）による通訳は含まない。
		2 多言語音声翻訳機器の利用の有無	多言語音声翻訳機器を利用した対応が、部門を問わず可能かどうか。
		3 外国人の患者の受入れに関するサポート体制の整備	外国人の患者の受入れに伴い発生する特有の業務（通訳の手配、医療費の支払いに関する調整、他院への紹介、海外旅行保険会社とのやりとりなど）を担当する職員の配置又は部署の設置により、外国人患者の受入れに関するサポート体制が整備されているかどうか。職員の専任・兼任は問わない。
2)→ 3)	障害者に対する配慮	1 手話による対応	
		2 施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3 音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		4 施設内点字ブロックの設置	
		5 点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3)→ 4)	車椅子等利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
		2 車椅子等利用者用駐車施設の有無	案内表示や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子等使用者用の駐車施設である旨を表示された駐車施設であること。
		3 多機能トイレの設置	車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能であるトイレを設置していること。
4)→ 5)	受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施	施設内の屋内外全ての場所を禁煙としていること。2の特定屋外喫煙場所を備えている場合は該当しない。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		2 喫煙室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
		2 健康増進法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所の設置	健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十八条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所を備えていること。
5)→ 6)	入院食の情報	1 適時及び適温による食事の提供	
		2 病床外での食事可能	
		3 選択可能な入院食の提供	
6)→ 7)	医療保険、公費負担等	1 保険医療機関	健康保険法（大正11年法律第70号）により指定を受けた医療機関
		2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	保険医療機関以外の医療機関
		3 労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
		4 指定自立支援医療機関（更生医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		5 指定自立支援医療機関（育成医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		6 指定自立支援医療機関（精神通院医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
		7 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関
		8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院
		9 精神保健指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		10 生活保護法指定医療機関(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく指定医療機関を含む。)	生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
		11 医療保護施設(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。)	生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
		12 結核指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		13 指定養育医療機関	母子保健法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う機関として、都道府県知事、政令指定都市長又は中核市長が指定した病院若しくは診療所又は薬局
		14 指定療育機関	児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、結核にかかっている児童に対し、医療に係る療育の給付を行う機関として都道府県知事、政令指定都市長又は中核市長が指定した病院
		15 指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		16 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
		17 戦傷病者特別援護法指定医療機関	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
		18 原子爆弾被爆者医療指定医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		19 原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
		20 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する病院
		21 公害医療機関	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関
		22 母体保護法指定医の配置されている医療機関	母体保護法(昭和23年法律第156号)により、都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医療機関

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		23 特定機能病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院
		24 臨床研究中核病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、特定臨床研究を行う病院で一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣が個別に承認する病院
		25 地域医療支援病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院
		26 災害拠点病院	「災害拠点病院整備事業の実施について（平成8年5月10日付健政発第435号）」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院
		27 へき地医療拠点病院	「へき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日付医政発第529号）」により、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院
		28 小児救急医療拠点病院	「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医発第692号）」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院
		29 救命救急センター	「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医発第692号）」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院
		30 臨床研修病院	医師法（昭和23年法律第201号）により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院
		31 単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設	歯科医師法（昭和23年法律第202号）により、臨床研修施設の指定の基準を満たす診療所として、厚生労働大臣が指定した施設のうち、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に定める単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設
		32 特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		33 臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
		34 臨床教授等病院	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師が医療に関する知識及び技能の教授又は医学もしくは歯科医学の研究を行うため、高度かつ専門的な医療を提供する病院として、厚生労働大臣が指定する病院
		35 がん診療連携拠点病院等	「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成30年7月31日付健発第0731001号）により、がん診療連携拠点病院又は特定領域がん診療連携拠点病院若しくは地域がん診療病院として、厚生労働大臣が指定した病院

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		36 がんゲノム医療中核拠点病院等	「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」（平成29年12月25日付健発1225003号）により、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療中核拠点病院と連携する病院として指定されたがんゲノム医療連携病院
		37 小児がん拠点病院	「小児がん拠点病院等の整備について」（平成30年7月31日付健発第0731002号）により、地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、また、AYA世代にあるがん患者に対しても適切に医療及び支援及び提供する施設として、厚生労働大臣が指定した病院
		38 エイズ治療拠点病院	「エイズ治療の拠点病院の整備について（平成5年健医発第825号）」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
		39 肝疾患診療連携拠点病院	「肝疾患診療体制の整備について（平成19年健発第0419001号）」により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
		40 特定疾患治療研究事業委託医療機関	「特定疾患治療研究事業について（昭和48年衛発第242号）」により、特定疾患の治療研究事業を行うに相当として都道府県が契約した医療機関
		41 在宅療養支援病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院
		42 在宅療養後方支援病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院
		43 DPC対象病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第138号）」別表の診断群分類点数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院
		44 無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
		45 総合周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日付医政発0126第1号の別添2）により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができる医療施設として、都道府県が指定したもの
		46 地域周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日付医政発0126第1号の別添2）により、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設として、都道府県が認定したもの
		47 不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設
		48 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		49 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院	「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（平成29年7月28日付健発0728001号）により、地域におけるアレルギー疾患医療の拠点として都道府県が選定した病院
		50 外国人の患者を受け入れる拠点的な医療機関	「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入れ体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成31年3月26日付医政総発0326第3号、観参第800号）により、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関として都道府県が選出した医療機関
7)→ 8)	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項資格の種類及びその種類毎の人数	1 平成19年厚生労働省告示第108号第1条第2号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数	該当する資格を保有する医療従事者（非常勤を含む）が在籍している医療機関は、当該専門資格の種類毎に資格を保有する医療従事者の人数（非常勤を含む場合には常勤換算により記載）を記載する。
8)→ 9)	保有する施設設備	1 集中治療室（ICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		2 冠状動脈疾患専用集中治療室（CCU）	上記ICUのうち、特に冠疾患専用の部門を有するもの
		3 脳卒中専用集中治療室（SCU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する脳卒中ケアユニット入院医療管理料に関する施設基準を満たすもの
		4 呼吸器疾患専用集中治療室（RCU）	上記ICUのうち、特に呼吸器疾患専用の部門を有するもの
		5 小児集中治療室（PICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する小児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		6 新生児集中治療室（NICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する新生児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		7 母体胎児集中治療室（MFICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		8 手術室	
		9 無菌治療室	滅菌水の供給が常時可能であること、室内の空気清浄度がISOクラス7以上であること等の要件を満たす無菌治療室
		10 機能訓練室	
		11 精神科保護室	
		12 病理解剖室	
		13 高気圧酸素治療室	
		14 ヘリコプターを含む患者搬送車	
		15 新生児搬送車	
		16 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		17 移動型アナログ式循環器用×線透視診断装置	同上
		18 据置型デジタル式循環器用×線透視診断装置	同上
		19 据置型アナログ式循環器用×線透視診断装置	同上
		20 X線CT組合せ型循環器×線診断装置	同上
		21 全身用X線CT診断装置	同上
		22 X線CT組合せ型ポジトロンCT装置	同上
		23 X線CT組合せ型SPECT装置	同上
9)→ 10)	併設している介護関係施設等	1 介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		2 介護老人保健施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設
		3 介護医療院	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所
		4 居宅介護支援事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合には、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行う事業所
		5 介護予防支援事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要支援者が、指定介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業所

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		6 老人介護支援センター	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
		7 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所
		8 通所介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)事業所
		9 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事業所
		10 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
		11 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、 介護医療院介護療養型医療施設 等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、 介護医療院介護療養型医療施設 等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所
		12 特定施設又は介護予防特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設(地域密着型特定施設でないもの)であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		13 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものを行う事業所</p> <p>一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められた居宅要介護者についてのものに限る。</p> <p>二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。</p>
		14 地域密着型通所介護事業所	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所</p>
		15 認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	<p>居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(認知症)であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所</p>
		16 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	<p>居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所</p>
		17 認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	<p>要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は要支援者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所</p>
		18 地域密着型特定施設	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの</p>
		19 地域密着型介護老人福祉施設	<p>老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設</p>

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		20 複合型サービス事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを行う事業所
		21 第一号通所事業に係る事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業に係る事業所
10)→ 11)	対応可能な短期滞在手術		
	① 4泊5日までの手術	4 終夜睡眠ポリグラフィ	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2→1 小児食物アレルギー負荷検査	同上
		3→2 前立腺針生検法	同上
		4→3 関節鏡下手根管開放手術	同上
		5→4 胸腔鏡下交感神経節切除術	同上
		6→5 水晶体再建術	同上
		7→6 乳腺腫瘍摘出術	同上
		8→7 経皮的シャント拡張術・血栓除去術	同上
		9→8 下肢静脈瘤手術	同上
		10→9 ヘルニア手術	同上
		11→10 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術	同上
		12→11 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	同上
		13→12 痔核手術（脱肛を含む。）	同上
		14→13 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	同上
		15→14 子宮頸部（腔部）切除術	同上
		16 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	同上
		17→15 ガンマナイフによる定位放射線治療	同上
11)→ 12)	対応可能な予防接種	1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の四種混合の予防接種	
		2 ジフテリア、百日せき及び破傷風の三種混合の予防接種	
		3 ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種	
		4 急性灰白髄炎の予防接種	

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		5 麻しんの予防接種	
		6 風しんの予防接種	
		7 麻しん及び風しんの二種混合の予防接種	
		8 日本脳炎の予防接種	
		9 破傷風の予防接種	
		10 結核の予防接種	
		11 Hib感染症の予防接種	
		12 小児の肺炎球菌感染症の予防接種	
		13 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種	
		14 水痘の予防接種	
		15 インフルエンザの予防接種	
		16 成人の肺炎球菌感染症の予防接種	
		17 おたふくかぜの予防接種	
		18 A型肝炎の予防接種	
		19 B型肝炎の予防接種	
		20 狂犬病の予防接種	
		21 黄熱病の予防接種	
		22 ロタウイルス感染症の予防接種	
		23 髄膜炎菌感染症の予防接種	
12)→ 13)	対応可能な在宅医療		
	①在宅医療	1 往診（終日対応することができるものに限る。）	24時間の往診が可能な場合に選択
		2 上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択
		3 退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 在宅患者訪問診療	同上
		5 在宅時医学総合管理（オンライン在宅管理に係るものに限る）	同上
		6 5以外の在宅時医学総合管理	同上
		7 施設入居時等医学総合管理	同上
		8 在宅がん医療総合診療	同上
		9 救急搬送診療	同上
		10 在宅患者訪問看護・指導	同上
		11 同一建物居住者訪問看護・指導	同上
		12→11 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上
		13→12 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	同上
		14→13 訪問看護指示	同上

【病院用】

別表 1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	15→14 介護職員等喀痰吸引等指示	同上
	16→15 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
	17→16 在宅患者訪問栄養食事指導	同上
	18→17 在宅患者連携指導	同上
	19→18 在宅患者緊急時等カンファレンス	同上
	20→19 在宅患者共同診療	同上
	21→20 在宅患者訪問褥瘡管理指導	同上
	21 精神科訪問看護・指導	同上
	22 精神科訪問看護指示	同上
	22→23 精神科在宅患者支援管理（オンライン在宅管理に係るものに限る）	同上
	23→24 23以外の精神科在宅患者支援管理	同上
	24→25 歯科訪問診療	同上
	25→26 訪問歯科衛生指導	同上
	26→27 歯科疾患在宅療養管理	同上
	27→28 在宅患者歯科治療時医療管理	同上
	28→29 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
	29→30 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
②在宅療養指導	1 退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2 在宅自己注射指導管理	同上
	3 在宅小児低血糖症患者指導管理	同上
	4 在宅妊娠糖尿病患者指導管理	同上
	5 在宅自己腹膜灌流指導管理	同上
	6 在宅血液透析指導管理	同上
	7 在宅酸素療法指導管理	同上
	8 在宅中心静脈栄養法指導管理	同上
	9 在宅成分栄養経管栄養法指導管理	同上
	10 在宅小児経管栄養法指導管理	同上
	11 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理	同上
	12 在宅自己導尿指導管理	同上
	13 在宅人工呼吸指導管理	同上
	14 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	同上
	15 在宅悪性腫瘍等患者指導管理	同上
	16 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理	同上
	17 在宅寝たきり患者処置指導管理	同上
	18 在宅自己疼痛管理指導管理	同上

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		19 在宅振戦等刺激装置治療指導管理	同上
		20 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理	同上
		21 在宅仙骨神経刺激療法指導管理	同上
		22 在宅肺高血圧症患者指導管理	同上
		23 在宅気管切開患者指導管理	同上
		24 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理	同上
		25 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理	同上
		26 在宅経腸投薬指導管理	同上
		27 在宅腫瘍治療電場療法指導管理	同上
		28 在宅経肛門的自己洗腸指導管理	同上
	③診療内容	1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
		2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択
		3 腹膜透析	診療内容に合致するものを選択
		4 酸素療法	診療内容に合致するものを選択
		5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択
		6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
		7 褥瘡の管理	診療内容に合致するものを選択
		8 人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択
		9 人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択
		10 レスプレーター	診療内容に合致するものを選択
		11 モニター測定	診療内容に合致するものを選択
		12 尿カテーテル	診療内容に合致するものを選択
		13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択
		14 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択
	④他施設との連携	1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
		4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		5 薬局との連携	常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合に選択
13)→ 14)	対応可能な介護保険サービス		
	①施設サービス	1 介護福祉施設サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		2 介護保健施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
		3 介護療養施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。
		4 介護医療院サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
	②居宅介護支援	1 居宅介護支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(居宅サービス計画)を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合には、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。
	③居宅サービス	1 訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって、居宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。)において介護を受けるもの(居宅要介護者)について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。
		2 訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
		3 訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
		4 訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		5 居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。
		6 通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		7 通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		8 短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		9 短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、 介護医療院介護療養型医療施設等 に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。
		10 特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		11 福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。)のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		12 特定福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。
④地域密着型サービス		1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
		2 夜間対応型訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士 等 その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		3 地域密着型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		4 認知症対応型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		5 小規模多機能型居宅介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		6 認知症対応型共同生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		7 地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの(地域密着型特定施設)に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
		9 複合型サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。
	⑤介護予防支援	1 介護予防支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
⑥介護予防サービス		1 介護予防訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
		2 介護予防訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
		3 介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		4 介護予防居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。
		5 介護予防通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		6 介護予防短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
		7 介護予防短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、 介護医療院介護療養型医療施設 等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。
		8 介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設(介護専用型特定施設を除く。)に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		9 介護予防福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		10 特定介護予防福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。
⑦介護予防地域密着型サービス		1 介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
			2 介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
			3 介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
	⑧地域支援事業		1 第一号訪問事業	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業をいう。
			2 第一号通所事業	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業をいう。
14)→ 15)	かかりつけ医機能	4→1	日常的な医学管理と重症化予防	日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供しているかどうか。 提供している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
		5→2	地域の医療機関等との連携	自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築しているかどうか。 構築している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
		6→3	在宅療養支援、介護等との連携	日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行っているかどうか。 行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
		7→4	適切かつわかりやすい情報の提供	患者や家族に対して医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行っているかどうか。 行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
		1→5	地域包括診療料の届出	主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上）を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
		2→6	小児かかりつけ診療料の届出	小児のかかりつけ医として、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		3→7 機能強化加算の届出	外来医療における適切な役割分担を図り、よりの確で質の高い診療機能を評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
15)→ 16)	医療従事者	1 医師	
		2 歯科医師	
		3 薬剤師	
		4 看護師及び准看護師	
		5 助産師	
		6 歯科衛生士	
		7 診療放射線技師	
		8 理学療法士	
		9 作業療法士	
16)→ 17)	オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況	1 検査	
		2 処方	
		3 予約	
17)→ 18)	医療の評価機関による認定の有無	1 公益財団法人日本医療機能評価機構	公益財団法人日本医療機能評価機構による認定を受けているか。
		1→2 Joint Comission International (平成6年にJoint Comission Internationalという名称で設立された医療の評価機関をいう。)	JCI(Joint Commission International)による認定を受けているか。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	時間外（休日夜間）対応	1 終日の対応	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと
		2 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応	診療時間外（含む休日・夜間）に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をとれる体制を整えていること
		3 連携する病院又は診療所への電話の転送	病院・診療所が、診療時間外（含む休日・夜間）に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること
2)	外国人の患者の受入れ体制	1 対応することができる外国語の種類	職員が外国語で対応できる、通訳者を配置している、電話通訳サービスを契約している等により、診療の一連の流れにおける主要な場面を含め、外国語での対応が可能な言語を記載する。ただし、定期的に（週1日以上）対応が可能な日があるものに限る。また、対応可能な時間帯等の特記事項があれば記載する。 多言語音声翻訳機器（言語を入力すると自動で他の言語に翻訳して音声出力するアプリ等）による通訳は含まない。
		2 多言語音声翻訳機器の利用の有無	多言語音声翻訳機器を利用した対応が、部門を問わず可能かどうか。
2)→ 3)	障害者に対する配慮	1 手話による対応	
		2 施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3 音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		4 施設内点字ブロックの設置	
		5 点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3)→ 4)	車椅子等利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
		2 車椅子等利用者用駐車施設の有無	案内表示や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子使用者用等の駐車施設であることを表示された駐車施設であること。
		3 多機能トイレの設置	車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能であるトイレを設置していること。
4)→ 5)	受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施	施設内の屋内外全ての場所を禁煙としていること。2の特定屋外喫煙場所を備えている場合は該当しない。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		2 喫煙室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
		2 健康増進法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所の設置	健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所を備えていること。
5)→ 6)	医療保険、公費負担等	1 保険医療機関	健康保険法（大正11年法律第70号）により指定を受けた医療機関
		2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	保険医療機関以外の医療機関
		3 労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
		4 指定自立支援医療機関（更生医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		5 指定自立支援医療機関（育成医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		6 指定自立支援医療機関（精神通院医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
		7 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関
		8 精神保健指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		9 生活保護法指定医療機関(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく指定医療機関を含む。)	生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
		10 医療保護施設(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。)	生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
		11 結核指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		12 指定養育医療機関	母子保健法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う機関として、都道府県知事、政令指定都市長又は中核市長が指定した病院若しくは診療所又は薬局
		13 指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		14 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
		15 戦傷病者特別援護法指定医療機関	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
		16 原子爆弾被害者医療指定医療機関	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		17 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
		18 公害医療機関	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		19 母体保護法指定医の配置されている医療機関	母体保護法（昭和23年法律第156号）により、都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関
		20 特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		21 臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
		22 在宅療養支援診療所	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た診療所
		23 無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
		24 不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した医療施設
		25 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関
		26 外国人の患者を受け入れる拠点的な医療機関	「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入れ体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成31年3月26日付医政総発0326第3号、観参第800号）により、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関として都道府県が選出した医療機関
6)→ 7)	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項資格の種類及びその種類毎の人数	1 平成19年厚生労働省告示第108号第1条第2号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数	該当する資格を保有する医療従事者（非常勤を含む）が在籍している医療機関は、当該専門資格の種類毎に資格を保有する医療従事者の人数（非常勤を含む場合には常勤換算により記載）を記載する。
7)→ 8)	保有する施設設備	1 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		2 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置	同上
		3 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置	同上
		4 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置	同上
		5 X線CT組合せ型循環器X線診断装置	同上
		6 全身用X線CT診断装置	同上
		7 X線CT組合せ型ポジトロンCT装置	同上
		8 X線CT組合せ型SPECT装置	同上
8)→ 9)	併設している介護関係施設等	1 介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		2 介護老人保健施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設
		3 介護医療院	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所
		4 居宅介護支援事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合には、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行う事業所

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		5 介護予防支援事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者が、指定介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業所
		6 老人介護支援センター	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
		7 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所
		8 通所介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）事業所
		9 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事業所
		10 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		11 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、 介護医療院介護療養型医療施設 等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、 介護医療院介護療養型医療施設 等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所
		12 特定施設又は介護予防特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設(地域密着型特定施設でないもの)であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		13 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものを行う事業所 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められた居宅要介護者についてのものに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
		14 地域密着型通所介護事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
		15 認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(認知症)であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
		16 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		17	認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は要支援者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
		18	地域密着型特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの
		19	地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		20	複合型サービス事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを行う事業所
		21	第一号通所事業に係る事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業に係る事業所
9)→ 10)	対応可能な短期滞在手術			
	① 4泊5日までの手術	4	終夜睡眠ポリグラフ	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2→1	小児食物アレルギー負荷検査	同上
		3→2	前立腺針生検法	同上
		4→3	関節鏡下手根管開放手術	同上
		5→4	胸腔鏡下交感神経節切除術	同上
		6→5	水晶体再建術	同上
		7→6	乳腺腫瘍摘出術	同上
		8→7	経皮的シャント拡張術・血栓除去術	同上

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		9→8	下肢静脈瘤手術	同上
		10→9	ヘルニア手術	同上
		11→10	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術	同上
		12→11	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	同上
		13→12	痔核手術（脱肛を含む。）	同上
		14→13	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	同上
		15→14	子宮頸部（腔部）切除術	同上
		16	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	同上
		17→15	ガンマナイフによる定位放射線治療	同上
10)→ 11)	対応可能な予防接種	1	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の四種混合の予防接種	
		2	ジフテリア、百日せき及び破傷風の三種混合の予防接種	
		3	ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種	
		4	急性灰白髄炎の予防接種	
		5	麻しんの予防接種	
		6	風しんの予防接種	
		7	麻しん及び風しんの二種混合の予防接種	
		8	日本脳炎の予防接種	
		9	破傷風の予防接種	
		10	結核の予防接種	
		11	Hib感染症の予防接種	
		12	小児の肺炎球菌感染症の予防接種	
		13	ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種	
		14	水痘の予防接種	
		15	インフルエンザの予防接種	
		16	成人の肺炎球菌感染症の予防接種	
		17	おたふくかぜの予防接種	
		18	A型肝炎の予防接種	
		19	B型肝炎の予防接種	
		20	狂犬病の予防接種	

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		21 黄熱病の予防接種	
		22 ロタウイルス感染症の予防接種	
		23 髄膜炎菌感染症の予防接種	
11)→ 12)	対応可能な在宅医療		
	①在宅医療	1 往診（終日対応することができるものに限る。）	24時間の往診が可能な場合に選択
		2 上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択
		3 退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 在宅患者訪問診療	同上
		5 在宅時医学総合管理（オンライン在宅管理に係るものに限る）	同上
		6 5以外の在宅時医学総合管理	同上
		7 施設入居時等医学総合管理	同上
		8 在宅がん医療総合診療	同上
		9 救急搬送診療	同上
		10 在宅患者訪問看護・指導	同上
		11 同一建物居住者訪問看護・指導	同上
		12→11 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上
		13→12 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	同上
		14→13 訪問看護指示	同上
		15→14 介護職員等喀痰吸引等指示	同上
		16→15 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
		17→16 在宅患者訪問栄養食事指導	同上
		18→17 在宅患者連携指導	同上
		19→18 在宅患者緊急時等カンファレンス	同上
		20→19 在宅患者共同診療	同上

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		21→20 在宅患者訪問褥瘡管理指導	同上
		21 精神科訪問看護・指導	同上
		22 精神科訪問看護指示	同上
		22→23 精神科在宅患者支援管理（オンライン在宅管理に係るものに限る）	同上
		23→24 23以外の精神科在宅患者支援管理	同上
		24→25 歯科訪問診療	同上
		25→26 訪問歯科衛生指導	同上
		26→27 歯科疾患在宅療養管理	同上
		27→28 在宅患者歯科治療時医療管理	同上
		28→29 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
		29→30 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
	②在宅療養指導	1 退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 在宅自己注射指導管理	同上
		3 在宅小児低血糖症患者指導管理	同上
		4 在宅妊娠糖尿病患者指導管理	同上
		5 在宅自己腹膜灌流指導管理	同上
		6 在宅血液透析指導管理	同上
		7 在宅酸素療法指導管理	同上
		8 在宅中心静脈栄養法指導管理	同上
		9 在宅成分栄養経管栄養法指導管理	同上
		10 在宅小児経管栄養法指導管理	同上
		11 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理	同上

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		12 在宅自己導尿指導管理	同上
		13 在宅人工呼吸指導管理	同上
		14 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	同上
		15 在宅悪性腫瘍等患者指導管理	同上
		16 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理	同上
		17 在宅寝たきり患者処置指導管理	同上
		18 在宅自己疼痛管理指導管理	同上
		19 在宅振戦等刺激装置治療指導管理	同上
		20 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理	同上
		21 在宅仙骨神経刺激療法指導管理	同上
		22 在宅肺高血圧症患者指導管理	同上
		23 在宅気管切開患者指導管理	同上
		24 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理	同上
		25 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理	同上
		26 在宅経腸投薬指導管理	同上
		27 在宅腫瘍治療電場療法指導管理	同上
		28 在宅経肛門的自己洗腸指導管理	同上
	③診療内容	1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
		2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択
		3 腹膜透析	診療内容に合致するものを選択
		4 酸素療法	診療内容に合致するものを選択
		5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択
		6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
		7 褥瘡の管理	診療内容に合致するものを選択
		8 人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択
		9 人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択
		10 レスピレーター	診療内容に合致するものを選択
		11 モニター測定	診療内容に合致するものを選択
		12 尿カテーテル	診療内容に合致するものを選択
		13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択
		14 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	④他施設との連携	1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
		4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		5 薬局との連携	常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合に選択
12)→ 13)	対応可能な介護保険サービス		
	①施設サービス	1 介護福祉施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
		2 介護保健施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
		3 介護療養施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。
		4 介護医療院サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
	②居宅介護支援	1 居宅介護支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(居宅サービス計画)を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合には、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
③居宅サービス		1	訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であつて、居宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。)において介護を受けるもの(居宅要介護者)について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。
		2	訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
		3	訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
		4	訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		5	居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。
		6	通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。
		7	通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		8	短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		9	短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、 介護医療院介護療養型医療施設 等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことをいう。
		10	特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		11	福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。)のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		12	特定福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。
④地域密着型サービス		1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
		2	夜間対応型訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において 介護福祉士等 その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
		3	地域密着型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		4 認知症対応型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		5 小規模多機能型居宅介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		6 認知症対応型共同生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		7 地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの(地域密着型特定施設)に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
		9 複合型サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。
	⑤介護予防支援	1 介護予防支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	⑥介護予防サービス	1 介護予防訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
		2 介護予防訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
		3 介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		4 介護予防居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。
		5 介護予防通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		6 介護予防短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
		7 介護予防短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、 介護医療院介護療養型医療施設 等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。
		8 介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設(介護専用型特定施設を除く。)に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		9 介護予防福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		10 特定介護予防福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	⑦介護予防地域密着型サービス	1	介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		2	介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		3	介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
	⑧地域支援事業	1	第一号訪問事業	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業をいう。
		2	第一号通所事業	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業をいう。
13)→ 14)	かかりつけ医機能	5→1	日常的な医学管理と重症化予防	日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供しているかどうか。 提供している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
		6→2	地域の医療機関等との連携	自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築しているかどうか。 構築している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		7→3	在宅療養支援、介護等との連携	日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行っているかどうか。 行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
		8→4	適切かつわかりやすい情報の提供	患者や家族に対して医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行っているかどうか。 行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
		1→5	地域包括診療加算の届出	主治医機能を持った診療所の医師が、複数の慢性疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上）を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
		2→6	地域包括診療料の届出	主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上）を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
		3→7	小児かかりつけ診療料の届出	小児のかかりつけ医として、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
		4→8	機能強化加算の届出	外来医療における適切な役割分担を図り、よりの確で質の高い診療機能を評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
14)→ 15)	医療従事者	1	医師	
		2	歯科医師	
		3	薬剤師	
		4	看護師及び准看護師	
		5	助産師	
		6	歯科衛生士	
		7	診療放射線技師	
		8	理学療法士	
		9	作業療法士	

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	外国人の患者の受入れ体制	1 対応することができる外国語の種類	職員が外国語で対応できる、通訳者を配置している、電話通訳サービスを契約している等により、診療の一連の流れにおける主要な場面を含め、外国語での対応が可能な言語を記載する。ただし、定期的に（週1日以上）対応が可能な日があるものに限る。また、対応可能な時間帯等の特記事項があれば記載する。 多言語音声翻訳機器（言語を入力すると自動で他の言語に翻訳して音声出力するアプリ等）による通訳は含まない。
		2 多言語音声翻訳機器の利用の有無	多言語音声翻訳機器を利用した対応が、部門を問わず可能かどうか。
1)→ 2)	障害者に対する配慮	1 手話による対応	
		2 施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3 音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		4 施設内点字ブロックの設置	
		5 点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
2)→ 3)	車椅子等利用者用駐車施設の有無	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
		2 車椅子等利用者用駐車施設の有無	案内表示や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子利用者用等の駐車施設である旨を表示された駐車施設であること。
		3 多機能トイレの設置	車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能であるトイレを設置していること。
3)→ 4)	受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施	施設内の屋内外全ての場所を禁煙としていること。2の特定屋外喫煙場所を備えている場合は該当しない。
		2 喫煙室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
		2 健康増進法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所の設置	健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所を備えていること。

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
4)→ 5)	医療保険、公費負担等	1 保険医療機関	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）により指定を受けた医療機関
		2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	保険医療機関以外の医療機関
		3 労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
		4 指定自立支援医療機関（更生医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		5 指定自立支援医療機関（育成医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		6 指定自立支援医療機関（精神通院医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
		7 生活保護法指定医療機関（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく指定医療機関を含む。）	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
		8 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
		9 指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		10 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
		11 原子爆弾被害者医療指定医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		12 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
		13 単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設	歯科医師法（昭和23年法律第202号）により、臨床研修施設の指定の基準を満たす診療所として、厚生労働大臣が指定した施設のうち、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に定める単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設
		14 特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		15 臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
		16 在宅療養支援歯科診療所	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、在宅等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出たもの
		17 無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
		18 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関
		19 外国人の患者を受け入れる拠点的な医療機関	「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受け入れ体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成31年3月26日付医政総発0326第3号、観参第800号）により、地域における外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関として都道府県が選出した医療機関

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
5)→ 6)	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項資格の種類及びその種類毎の人数	平成19年厚生労働省告示第108号第1条第2号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数	該当する資格を保有する医療従事者（非常勤を含む）が在籍している医療機関は、当該専門資格の種類毎に資格を保有する医療従事者の人数（非常勤を含む場合には常勤換算により記載）を記載する。
6)→ 7)	対応可能な在宅医療		
	①在宅医療	1 往診（終日対応することができるものに限る。）	24時間の往診が可能な場合に選択
		2 上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択
		3 退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 救急搬送診療	同上
		5 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
		6 在宅患者連携指導	同上
		7 在宅患者緊急時等カンファレンス	同上
		8 歯科訪問診療	同上
		9 訪問歯科衛生指導	同上
		10 歯科疾患在宅療養管理	同上
		11 在宅患者歯科治療時医療管理	同上
		12 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
		13 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	②在宅療養指導	1 退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 在宅悪性腫瘍等患者指導管理	同上
		3 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理	同上
	③診療内容	1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
		2 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
		3 モニター測定	診療内容に合致するものを選択
		4 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択
	④他施設との連携	1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
		4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		5 薬局との連携	常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合に選択
7)→ 9)	医療従事者	1 医師	
		2 歯科医師	
		3 薬剤師	
		4 看護師及び准看護師	
		5 助産師	
		6 歯科衛生士	
		7 診療放射線技師	
		8 理学療法士	

【歯科診療所用】**別表 1**

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		9 作業療法士	

【助産所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1) 助産所の業務形態		1 助産所内における業務の実施	
		2 出張による業務の実施	
2) 外国人の患者の受入れ体制		1 対応することができる外国語の種類	職員が外国語で対応できる、通訳者を配置している、電話通訳サービスを契約している等により、診療の一連の流れにおける主要な場面を含め、外国語での対応が可能な言語を記載する。ただし、定期的に（週1日以上）対応が可能な日があるものに限る。また、対応可能な時間帯等の特記事項があれば記載する。 多言語音声翻訳機器（言語を入力すると自動で他の言語に翻訳して音声出力するアプリ等）による通訳は含まない。
		2 多言語音声翻訳機器の利用の有無	多言語音声翻訳機器を利用した対応が、部門を問わず可能かどうか。
2)→ 3) 障害者に対する配慮		1 手話による対応	
		2 施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3 音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		4 施設内点字ブロックの設置	
		5 点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3)→ 4) 車椅子等利用者に対する配慮		1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
		2 車椅子等利用者用駐車施設の有無	案内表示や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子利用者用等の駐車施設である旨を表示された駐車施設であること。
		3 多機能トイレの設置	車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能であるトイレを設置していること。
4)→ 5) 受動喫煙防止対策		1 施設内における全面禁煙の実施	施設内の屋内外全ての場所を禁煙としていること。2の特定屋外喫煙場所を備えている場合は該当しない。
		2 喫煙室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
		2 健康増進法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所の設置	健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所を備えていること。

【助産所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
5)→ 6)	医療保険、公費負担等	1 不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設
6)→ 7)	妊婦等に対する相談又は指導	1 周産期相談	
		2 母乳育児相談	その他の育児相談も含む。
		3 栄養相談	
		4 家族計画指導（受胎調節実地指導を含む。）	
		5 女性の健康相談	
		6 訪問相談又は訪問指導	思春期の保健対策と健康教育を含む。
7)→ 8)	医療従事者	1 看護師及び准看護師	
		2 助産師	